

会議概要

会議の名称	第4回 枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会
開催日時	平成28年3月31日(木) 午後2時30分～午後3時00分
開催場所	京田辺市役所 4階 特別応接室
出席委員	【枚方市】伏見市長 山下副市長 阪本環境事業部長 【京田辺市】石井市長 鞍掛副市長 吉岡経済環境部長
案件件名	1. 一部事務組合設立協議について 2. 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)について 3. その他
配布された資料等の名称	【資料1】協議書(案) 【資料2】協定(案)の主な項目 【資料3】「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)」に対するパブリックコメントの実施結果(京田辺市) 【資料4】「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)」についてのパブリックコメント(結果公表)(枚方市)
所管部署(事務局)	枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局 (枚方市環境事業部東部清掃工場、京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課)
概要	1. 一部事務組合設立協議について 一部事務組合設立に係る協議書(案)を確認するとともに、可燃ごみの広域処理に関する協定(案)の主な項目について協議を行い、総務省への一部事務組合設立許可申請を速やかに進めることを確認した。 2. 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)について 平成28年1月25日から2月23日まで両市それぞれで行ったパブリックコメント実施結果等の確認を行い、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画として策定することとした。 広く市民に周知するため、今後、両市のホームページにおいて、パブリックコメント実施結果と基本計画を公表することとした。 (参考)パブリックコメント意見数:京田辺市50件、枚方市7件 3. その他 事業手法について、今後各市で方向性を検討し、次回連絡協議会において、議論することとした。
主な意見	
<p>1. <u>一部事務組合設立協議について</u></p> <p>委員) 今後、基本的には一部事務組合が主体となって事業を進めて行くべきだが、円滑に進めるには、枚方市・京田辺市・一部事務組合による協議体が必要と考える。</p> <p>委員) 基本合意書にある穂谷川清掃工場第3プラントと甘南備園焼却施設の枠組みが、今後とも基本になると考える。その中で、東部清掃工場については、新施設の稼働に合わせて、その管理運営を一部事務組合が担うことから、両市でその基本的な取扱いを整理しておく必要がある。確認だが、東部清掃工場の運営に係る経費や人員、実質的な管理責任については、枚方市で負</p>	

担するということでいいか。

委員) 当初から、東部清掃工場は別であると話している。当然、人員、経費を含めて、全部、枚方市が負担することに間違はない。管理範囲は、破碎施設については枚方市となる。破碎施設を除く部分については組合管理となるが、枚方市の責任で運営していく。

委員) 一部事務組合で担う東部清掃工場の管理範囲について、両市でしっかりと確認していく必要があると考えている。範囲については、本市としても東部清掃工場の破碎施設は一部事務組合の管理範囲には入らないと認識している。

可燃ごみの焼却量について、穂谷川清掃工場第3プラントと甘南備園焼却施設の広域化という枠組みを踏まえ、新施設と東部清掃工場の焼却処理量、その比率を一定に保っていただきたい。現時点では、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」の中で、施設規模の算定根拠となった年度の穂谷川清掃工場第3プラントと東部清掃工場のごみ処理量の比率が1つの基本になると思っている。

委員) 部長協議も含めて協議をしてきた中で、枚方市内部でも色々と話はあったが、新施設と東部清掃工場の比率の部分を一定の率に保っていきたいと考えている。

委員) 組合規約については理解した。4月早々には総務省へ組合設立許可申請をする予定になっているので、基本協定と法定協議等については、互いに話をして、早く整えられるようにお願いしたい。

委員) 組合規約は、両市議会で可決されたので、着実に進めていただきたい。

2. 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）について

委員) 計画に追加・修正するものはないと思うが、施設整備にあたり、実施段階で参考となる意見については、今後検討が必要と考える。

委員) 基本計画については、今後も広く市民に公表していく必要がある。また、パブリックコメントの意見を両市が共有して、事業を進めていく必要のある部分も多くある。部長協議や連絡協議会の中で協議をしていきながら、両市にとってより良いものを作っていくように検討していきたい。

委員) 施設を整備する地域は、枚方市では東の玄関口、京田辺市では西の玄関口と考えられ、そこを活用して、少しでも市民のためになれば良いと思う。

委員) ごみ処理だけでなく、これを突破口に文化なども含めて拡げていきたいといった思いはある。今後は両市で協議しながら、本当により良いものを作っていくために、広く皆さんに知つていただきたい。まずは、基本計画を知つていただいた上で、両市の得策になれば良いと考える。

委員) 平成26年度のごみ処理施設整備基本構想は、両市がそれぞれ独自に策定したものだったが、基本計画は両市が一緒に策定したものであり、これから基礎になるものだと認識している。これを大事にして、確実に進められるよう、取り組んでいく必要がある。また、基本計画の中に詳細なことまで全てが盛り込まれている訳ではないので、連絡協議会の場で1つ1つ確認を行い、進めていけば良いと思う。

委員) 今後の施設整備を進めていく上で、確認をすべきことを、機会をしっかりと捉まえて、協議をしていきたい。両市の職員が力を合わせて、事業を進めていただきたい。

3. その他について

※ 後継施設の整備の方法（事業手法）について

事務局) 後継施設の整備の方法に関して、今年度、両市共同で事業手法の検討調査を実施している。

委託業務の調査報告の中では、公設民営方式の優位性が挙げられており、今後それぞれの市で事業手法の方向性を検討していくこととなる。

委員) 事業手法について、これまで両市が一緒に委託業務の調査といった形で進めてきた。今後、それぞれの市で方向性の検討を行い、次回の連絡協議会で議論してはどうかと考える。

委員) 同感である。一部事務組合の運営を円滑に進めるためにも、まずは、それぞれの市で方向性を出すことが大切だと思う。方向性を両市が出して、それを連絡協議会の中で新たに議論して、結果を出すのが一番良いと考える。

○ 用語集

一部事務組合とは

普通地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体をいう。

近隣のごみ処理に関する一部事務組合の事例としては、枚方市が加入する北河内4市リサイクル施設組合や宇治市等京都府南部の6市町による城南衛生管理組合などがある。

事業手法とは

施設の建設や運転・管理を進める方法を言う。

具体的には、施設の建設及び運転・維持管理を地方公共団体が全て行う公設公営方式、建設は地方公共団体となるが、運転・維持管理は民間事業者が行う公設民営方式、建設及び運転・維持管理の全てを民間事業者で行う民設民営方式がある。

以上